

消 食 基 第 3 4 3 号
令 和 7 年 5 月 2 1 日

食品衛生基準審議会
会長 曾根 智史 殿

内閣総理大臣 石破 茂
(公 印 省 略)

諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）中、添加物2品目（ゴム及びレイシ抽出物）の成分規格の改正、並びに添加物2品目（シソ抽出物及びひる石）の製造基準及び添加物2品目（グアヤク脂及びひる石）の使用基準からの削除について